

平成 30 年度道徳教育パワーアップフォーラム

【講演】

「『主体的・対話的で深い学び』のある
道徳の実現に向けて
～指導と評価の一体化を踏まえて～」

【講師】兵庫教育大学 教授 谷田 増幸

道徳教育の抜本的改善・充実

道徳の時間の課題例

平成27年3月

- 「道徳の時間」は、各教科等に比べて軽視されがち
- 読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導
- 発達の段階などを十分に踏まえ、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(「道徳科」)(引き続き週1時間)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正

具体的なポイント

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
 - ・「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ☑ 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握
※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「考え、議論する」道徳科への転換により
児童生徒の道徳性を育む

平成27年度から、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組可能

今後

- ☑ 教員の指導力向上のため、教員養成や研修の充実等について検討
- ☑ 評価について専門家会議を設け、専門的に検討

小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「道徳科」を実施

特別の教科 道徳(道徳科)の第2に示す内容の学年段階 学校段階の一覽

小学校 学習及び第7学年(19) 小学校 学習及び第8学年(20) 小学校 学習及び第9学年(21) 中学校(22)

A 主として自分自身に関すること

第2の判断、 自律、自由と責任	1 おいことと悪いこととの区別をし、よいと悪いことを進んで行うこと。	1 自由を大切に、自律的に判断し、責任のある行動をすること。
正義、勇気	2 つを一つたりごまかしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	2 疑念に、明るく心で生活すること。
節度、忍耐	3 健康や安全に害を付け、怖や危険を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、前向きに生活すること。	3 安全に害を付けないこと、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。
個性の伸張	4 自分の特徴に気づき、起すを伸ばすこと。	4 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。
希望と勇気、 努力と強い意志	5 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	5 より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があっても取り強くやり抜くこと。
真理の探求	6 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	6 真理を大切に、物事を探究しようとする心をもつこと。

B 主として人との関わりに関すること

親切、思いやり	7 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	7 解に対して思いやり、進んで親切にすること。
感謝	7 感謝など日頃お世話になっている人々に感謝すること。	8 助け合いで協力し、困難を乗り越えること。
礼儀	8 服装などの儀容、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。	9 時と場合をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。
友達、信頼	9 友達とよく話し、助け合うこと。	10 友達と互いに信頼し、学び合って友誼を深め、異性についても理解し、自分と異なる意見も大切にすること。
相互理解、寛容	10 自分の考えや意見を相手に伝えること、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。	11 自分の考えや意見を相手に伝えること、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

規範の確立	10 約束やまじりを守り、みんなが守るべきルールを大切にする。	11 約束やまじりの規範を理解し、それを守ること。
公正、公平、社会正義	11 自分に対して不公平な扱いをしないこと、みんなが守るべきルールを大切にする。	12 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなどなく、公正、公平な態度で接すること。
勤労、公共の精神	12 働くこと、まじりを守り、みんなが守るべきルールを大切にする。	13 働くこと、まじりを守り、みんなが守るべきルールを大切にする。
家庭生活、 家庭生活の充実	13 家族やまじりを守り、みんなが守るべきルールを大切にする。	14 家族やまじりを守り、みんなが守るべきルールを大切にする。
よりよい学校生活、 集団生活の充実	14 先生や学校の生活、 学校や学校の生活	15 先生や学校の生活、 学校や学校の生活
伝統と文化の尊重、 国や郷土を愛する態度	15 我が国や郷土の文化と生活に関心し、愛をもつこと。	16 我が国や郷土の文化と生活に関心し、愛をもつこと。
国際理解、国際協調	16 我が国や郷土の文化と生活に関心し、愛をもつこと。	17 我が国や郷土の文化と生活に関心し、愛をもつこと。

D 主として自然や社会との関わりに関すること

生命の尊さ	17 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	18 生命の尊さを知り、生命を大切にすること。
自然環境	18 身近な自然に関心し、動物植物に優しい心で接すること。	19 自然の偉大さを知り、自然や動物植物を愛すること。
感動、畏敬の念	19 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	20 美しいものや崇高いものに感動する心や人間の力を認めたこと。
よりよく生きる喜び	20 美しいものや崇高いものに感動する心をもつこと。	21 美しいものや崇高いものに感動する心をもち、人間の力を認めたこと。

A 主として自分自身に関すること

第2の判断、 自律、自由と責任	1 自由を大切に、自律的に判断し、責任のある行動をすること。
正義、勇気	2 疑念に、明るく心で生活すること。
節度、忍耐	3 安全に害を付けないこと、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。
個性の伸張	4 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。
希望と勇気、 努力と強い意志	5 より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があっても取り強くやり抜くこと。
真理の探求、創造	6 真理を大切に、物事を探究しようとする心をもつこと。

B 主として人との関わりに関すること

思いやり、感謝	7 解に対して思いやり、進んで親切にすること。
礼儀	8 服装などの儀容、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。
友達、信頼	9 友達とよく話し、助け合うこと。
相互理解、寛容	10 自分に対して不公平な扱いをしないこと、みんなが守るべきルールを大切にする。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

規範の確立	10 約束やまじりを守り、みんなが守るべきルールを大切にする。
公正、公平、社会正義	11 自分に対して不公平な扱いをしないこと、みんなが守るべきルールを大切にする。
勤労、公共の精神	12 働くこと、まじりを守り、みんなが守るべきルールを大切にする。
家庭生活、 家庭生活の充実	13 家族やまじりを守り、みんなが守るべきルールを大切にする。
よりよい学校生活、 集団生活の充実	14 先生や学校の生活、 学校や学校の生活
伝統と文化の尊重、 国や郷土を愛する態度	15 我が国や郷土の文化と生活に関心し、愛をもつこと。
国際理解、国際協調	16 我が国や郷土の文化と生活に関心し、愛をもつこと。

D 主として自然や社会との関わりに関すること

生命の尊さ	17 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。
自然環境	18 身近な自然に関心し、動物植物に優しい心で接すること。
感動、畏敬の念	19 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。
よりよく生きる喜び	20 美しいものや崇高いものに感動する心をもつこと。

E 主として自然や社会との関わりに関すること

生命の尊さ	19 生命の尊さを知り、生命を大切にすること。
自然環境	20 自然の偉大さを知り、自然や動物植物を愛すること。
感動、畏敬の念	21 美しいものや崇高いものに感動する心をもち、人間の力を認めたこと。
よりよく生きる喜び	22 人間は自分たちの強さや優越性を誇るべき生き物であることを理解し、人間として生きることに喜びを感じる。

この課程は2024年度の教科書に、解説が追加されています。

道徳教育の抜本的充実に向けて

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課

<一部抜粋>

道徳教育の抜本的充実に向けて

「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告書及び「中央教育審議会教育課程部会 審議まとめ」を踏まえつつ、各都道府県・指定都市等の準備状況等を共有、協議し、「特別の教科 道徳」の全面実施に向けた取り組みの推進に資する

1. 特別の教科化について(再確認)
2. 特別の教科 道徳の目標
3. 「考え、議論する道徳」に向けた指導方法の改善
4. 教科書、教材について
5. 学習評価の在り方について
6. 完全実施に向けた条件整備について

道徳の「特別の教科」化(学習指導要領の改正)

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(「道徳科」)(引き続き週1時間)として新たに位置付ける(平成27年3月27日)

【特別の教科】

道徳は、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

具体的なポイント

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
 - 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ☑ 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

特別の教科 道徳の目標

道徳教育の目標と「考え、議論する道徳」への転換

旧 小学校学習指導要領(平成20年告示)

<道徳教育の目標>

…道徳教育は、教育基本法の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中にかし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

(第1章「総則」第1「教育課程編成の一環方針」の2。)

学校教育全体で行う道徳教育も、道徳科も、最終的には「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことを目指すことを明確化

道徳科において道徳性を養うために必要となる学習活動を具体化

<道徳の時間の目標>

道徳の時間において、各教科、外国語活動、おける道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を高めていくものとする。

(第3章「道徳」第1「目標」)

新 一部改正小学校学習指導要領(平成27年告示)

<道徳教育の目標>

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中にかし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

(第1章「総則」第1「教育課程編成の一環方針」の2。)

<道徳科の目標>

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(第3章「特別の教科 道徳」第1「目標」)

「考え、議論する道徳」への転換は、次期学習指導要領の方向性の先駆け

学習指導要領改訂の方向性

平成28年8月26日
中央教育審議会教育課程部会
委員会の議決案に基づき
案議案の補足資料より

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現
各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

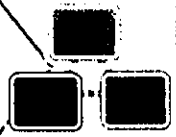
小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す
学習内容の削減は行わない

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※本資料は、平成28年8月26日中央教育審議会教育課程部会委員会の議決案に基づき案議案の補足資料より作成されたもので、案議案の補足資料より作成されたもので、案議案の補足資料より作成されたものである。

道徳科の目標について（事前質問より）

?

道徳性の諸様相である「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」は相互に関係し合っており、切り分けられないとしている趣旨は何か。

”「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」は相互に関係し合っており、切り分けられない”の趣旨は、これらを資質・能力の3つの柱にそれぞれ分けて位置づけたり、分節して観点別の評価を行うことはなじまないという趣旨です。

27

「考え、議論する道徳」への転換に向けた指導方法の改善

28

「考え、議論する道徳」への質的転換に向けて

■質的転換に向けて

道徳的価値に迫る読み物の活用や、道徳的価値に関する問題解決的な学習・体験的な学習など、多様な指導方法を取り入れた授業を各学校において展開する。

問題場面から考える学習の(例)

○道徳的価値のことは理解しているが、それを実現できない自分との葛藤から生じる問題
(例)

いじめをせずに誰とでも仲良くしたい
(「相互理解、寛容」「友情、信頼」等)

(例)
いじめ

現実の場面では傍観してしまう
相手にも非があると思ってしまう
異なる考えや立場を受け入れられない

○複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題
(例)

寛大な心をもって他人の過ちを許す
(「相互理解、寛容」)

理解し合い、信頼や友情を育む
(「友情、信頼」)

葛藤
や
衝突

法やきまりへの放縦で自分勝手な
反発を許さない(「規則の尊重」)

同調圧力に流されない
(「公正、公平、社会正義」)

- ・「自分ならどうするか」という観点から道徳的価値と向き合うとともに、自分とは異なる意見をもつ他者と議論することを通して、道徳的価値を多面的・多角的に考える。
- ・他者との合意形成や具体的な解決策を得ること自体が目的ではなく、多面的・多角的な思考を通じて、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深める。

質の高い多様な指導方法(抄)

- 道徳教育の質的転換のためには、質の高い多様な指導方法の確立が求められており、本専門家会議においては多様な指導方法の実践的な取組についてヒアリングを行った。そこで出された道徳科の質の高い多様な指導方法は「別紙1」に示すとおりであり、それぞれの特長は以下のとおりである。
 - ① 読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習
教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通し、道徳的諸価値の理解を深めることについて効果的な指導方法であり、登場人物に自分を投影して、その判断や心情を考えることにより、道徳的価値の理解を深めることができる。
 - ② 問題解決的な学習
児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道徳的諸価値に関わる問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うことができる。
問題場面について児童生徒自身の考えの根拠を問う発問や、問題場面を実際の自分に当てはめて考えてみることを促す発問、問題場面における道徳的価値の意味を考えさせる発問などによって、道徳的価値を実現するための資質・能力を養うことができる。
 - ③ 道徳的行為に関する体験的な学習
役割演技などの体験的な学習を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することを通して、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うことができる。
問題場面を実際に体験してみること、また、それに対して自分ならどう行動をとるかという問題解決のための役割演技を通して、道徳的価値を実現するための資質・能力を養うことができる。

・・・なお、「別紙1」に示した指導方法も例示に過ぎず、それぞれが独立した指導の「型」を示しているわけではない。それぞれに様々な展開が考えられ、例えば読み物教材を活用しつつ問題解決的な学習を取り入れるなど、それぞれの要素を組み合わせた指導を行うことも考えられる。重要なことは、指導に当たっては、学習指導要領の趣旨をしっかりと把握し、指導する教師一人一人が、学校の実態や児童生徒の実態を踏まえて、授業の主題やねらいに応じた適切な工夫改良を加えながら適切な指導方法を選択することが求められるということである。

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる(主体的な学び)が実現できているか。



学びを人生や社会に
 生かそうとする
 学びに向かう力・
 人間性等の涵養

生きて働く
 知識・技能の
 習得

未知の状況にも
 対応できる
 思考力・判断力・表現力
 等の育成

【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート(仮称)」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする

主体的な学び
 対話的な学び
 深い学び



【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める(対話的な学び)が実現できているか。



【深い学び】

各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう(深い学び)が実現できているか。



【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広める
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る

【例】

- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通じて集団としての考えを形成したりしていく
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

道徳科における「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善について

(中央教育審議会教育課程部会 審議まとめより(H28. 8. 26))

①「主体的な学び」の視点

「主体的な学び」の視点からは、児童生徒が問題意識を持ち、自己を見つめ、道徳的価値を自分自身との関わりで捉え、自己の生き方について考える学習とすることや、各教科で学んだこと、体験したことから道徳的価値に関して考えたことや感じたことを統合させ、自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫することが求められる。

このため、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話合いや、読み物教材の登場人物の心情理解のみに終始する指導、望ましいと思われることを言わせたり書かせたりすることに終始する指導などに陥らないよう留意することが必要である。例えば、児童生徒の発達の段階等を考慮し、興味や問題意識を持つことができるような身近な社会的課題を取り上げること、問題解決的な学習を通して一人一人が考えたことや感じたことを振り返る活動を取り入れること、我が国や郷土の伝統や文化、先人の業績や生き方に触れることや、自然体験活動など美しいもの・気高いものなどに出会う機会を多様に設定し、そこから感じたことを通じて自己を見つめ、自分自身の生き方について考え、多様な考えを持つ他者を相互に認め合い広い心で異なる意見や立場を尊重し、共によりよく生きようという意欲などを高めるようにすることも重要である。また、年度当初に自分の有様やよりよく生きるための課題を考え、課題や目標を捉える学習を行ったり、学習の過程や成果などの記録を計画的にファイル等に集積(ポートフォリオ)したりすること等により、学習状況を自ら把握し振り返ることができるようにすることなどが考えられる。

上記のような「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、多様な意見を受け止め、認め合える学級の雰囲気がその基盤としてなくてはならず、学級(ホームルーム)経営の充実が大変重要である。このことは、道徳的価値を自分との関わりで捉え考えを深める時間である道徳においては特に求められると言える。一方で、道徳の時間を通して、児童生徒理解を深め、これを学級経営に生かすということも考えられる。…

②「対話的な学び」の視点

「対話的な学び」の視点からは、子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えたり、自分と異なる意見と向かい合い議論すること等を通じ、自分自身の道徳的価値の理解を深めたり広げたりすることが求められる。

例えば、教材や体験などから考えたこと、感じたことを発表し合ったり、「理解し合い、信頼や友情を育む(友情、信頼)」と「同調圧力に流されない(公正、公平、社会正義)」といった葛藤や衝突が生じる場面について、話し合いなどにより異なる考えに接し、多面的・多角的に考え、議論したりするなどの工夫を行うことや、日頃から何でも言い合え、認め合える学級の雰囲気を作ることが重要である。また、資料を通じて先人の考えに触れて道徳的価値の理解を深めたり自己を見つめる学習につなげたりすることができるような教材の開発・活用を行うことや、様々な専門家や保護者、地域住民等に道徳科の授業への参加を得ることなども「対話的な学び」の視点から効果的な方法と考えられる。

また、児童生徒同士で話し合う問題解決的な学習を行うに当たっては、そこで何らかの合意を形成することが目的ではなく、そうした学習を通して、道徳的価値について自分のこととして捉え、多面的・多角的に考えることにより、将来、道徳的な選択や判断が求められる問題に対峙した時に、自分にも他者にとってもよりよい選択や判断ができるような資質・能力を育てることにつなげることが重要であることに留意する必要がある。なお、発達の段階や個人の特性等を踏まえれば、教員が介在することにより「対話的な学び」が実現できる場合も考えられ、その実態を踏まえた適切な配慮が求められる。言葉によって伝えるだけでなく、多様な表現を認めることも大切である。

③「深い学び」の視点

「深い学び」の視点からは、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える学習を通して、様々な場面、状況において、道徳的価値を実現するための問題状況を把握し、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てる学習とすることが求められる。

そのためには、単に読み物教材の登場人物の心情理解のみで終わったり、単なる生活体験の話し合いや、望ましいと分かっていることを言わせたり書かせたりする指導とならないよう留意し、道徳的な問題を自分事として捉え、議論し、探究する過程を重視し、道徳的価値に関わる自分の考え方、感じ方をより深めるための多様な指導方法を工夫することなどが考えられる。深い学びにつながる指導方法としては、例えば以下のような工夫が考えられる。

- ・読み物教材の登場人物への自我関与を中心とした学習において、教材の登場人物の判断と心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通じ、道徳的価値の理解を深めること。
- ・様々な道徳的諸価値に関わる問題や課題を主体的に解決する学習において、児童生徒の考えの根拠を問う発問や、問題場面を自分に当てはめて考えてみることを促す発問などを通じて、問題場面における道徳的価値の意味を考えさせること。
- ・道徳的行為に関する体験的な学習において、疑似体験的な活動(役割演技など)を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することで、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うこと。

道徳的な問題場面には、①道徳的諸価値が実現されていないことに起因する問題、②道徳的諸価値についての理解が不十分又は誤解していることから生じる問題、③道徳的諸価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とそうできない自分との葛藤から生じる問題、④複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題などがあり、これらの問題構造を踏まえた場面設定や学習活動の工夫を行うことも大切である。

道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて

いじめについて考え、議論する積極的な取組の例

中1 道徳の授業で出たいじめに関する意見を学級通信で紹介し、考えを広げ深める授業 「考え、議論する道徳」フォーラム(田28.7.27)発表資料(東京本誌37号、文部科学省表紙)発表事例より

「いじめはなぜ起こるのか」「いじめられる側にも問題があるのだからか」を議論(本音を引き出す) → 学級通信で意見を紹介(可視化) → いじめられる側の教材の主人公が、いじめられる側の気持ちに立って思ったことを → 学級通信で本音の議論を大正でいじめがなくなるといふ議論を共有し、学級でいじめが起これば時に、学級通信を再度読み直す(可視化)

小6 傍観者、いじめ側、いじめられる側のそれぞれの視点に立って考える授業 「道徳教育に関する研究」のなかで刊行する「道徳教育」(東京大学教育学部)発表事例より

＜問題場面＞教材：私たちの道徳(小学校5・6年)より そのじの時間。Aさん(傍観者) Bさん(いじめ側) Cさん(いじめられる側) ごみ箱を運ぶ当番「C、おまえが行けよ」 ごみ箱を押し付けられる → 「あなたがAさんならどうしますか」「あなたがCさんならどうしますか」を問い、どのように行動したらいいのかを考える

小5 問題場面において「何が問題だったのか」「自分ならばどうするか」を問う授業 「考え、議論する道徳」フォーラム(田28.7.27)発表資料(東京本誌37号、文部科学省表紙)発表事例より

＜問題場面＞教材：私たちの道徳(小学校5・6年)より 知らない間の出来事。主人公が友達に「転校してきた女の子が携帯電話を持っていない」と伝えたら、「前の学校で仲間外れにされていた」と垂曲して伝言されてしまう → 「何が問題だったか」「どうすれば問題を回避できたか、様々な可能性を考え、相手も自分も幸福になれる関係を大切に作る。

小4 教室の風景を描いた絵を見て、どこに問題があるのか考えさせる授業 「私たちの道徳」(小学校3・4年)掲載事例より

子供たちが遊んでいる休み時間の教室を描いた絵(右図)を見て、どこが問題なのか(いじめやいじめにつながるものは何か)考えさせる

小2 役割演技を通して、仲間はずれにする側の気持ち、される側の気持ちを考える授業 「初等教育資料」(平成28年5月号)掲載事例より

＜問題場面＞教材：私たちの道徳(小学校1・2年)より およげないおさん。かめ・あひる・白鳥は、池の中の島へ泳いで遊びに行こうとする。泳げないおさんから「いっしょにつれていってね」と頼まれるが断って行ってしまふ → 「仲間はずれしようとする役(あひる)」と一緒に連れていこうとする役(白鳥)と、いった立場を演じることで「平等な優しさで接することができたときの気持ち」などを実感を持って理解する

小1 インターネットの書き込み例を元に議論した後、新聞記事で事例を読んで考える授業 「いじめの問題に対する取組事例集」(平成28年11月)掲載事例より

＜問題場面＞友達にこう書き込まれたら何と思う「本当にもう一緒に行動するのがイヤ、まじでうざい。…思っても直接は言えない、まじ苦痛…」 → 教材：いじめを苦にした自殺に関する新聞記事。体が弱く学校を休みがちだった中3女子。運動会を前に登校に意欲を見せるも、誹謗する匿名の書き込みで傷つき、自ら命を絶つ → 「これぞネット利用を振り回す、匿名の書き込みによるいじめの理不尽さに気付く。」



道徳科の目標について (事前質問より)



「多面的」に考えることと、「多角的」に考えることはどう違うのか。

一般的には、「多面的」とは、学習対象が様々な面をもっていることを、「多角的」とは学習対象を様々な角度から考察し理解することを意味しています。

実際の指導にあたっては「多面的」と「多角的」は必ずしも明確に分けられるものではないため、道徳科の学習指導要領及び解説においては、「多面的・多角的に考え」とひとくくりで説明しています。

●参考：中学校学習指導要領解説社会編

「多面的・多角的」の「多面的」とは学習対象としている社会的事象が様々な面をもっていることを、また「多角的」とはそうした社会的事象を様々な角度から考察し理解することを意味している。



教科書の使用と補助教材の活用（事前質問より）

検定教科書が導入された後、各地域で独自に作成した教材等ほどの程度使用できるのか。教科書を使用する割合などがあるのか。

道徳科の指導を行うに当たっては「主たる教材」として教科書を使用しなければなりません。必要に応じて例えば地域教材などのその他の教材を適切に活用してください。（他の教科等と同様です）

なお、独自の教材を使用するにあたっては、

- ・学習指導要領に示された各学年の内容項目を、相当する各学年において全て取り扱うよう、年間計画を適切に設定すること
 - ・「学校における補助教材の適正な取扱いについて(通知)」(平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知)を踏まえること
- についてご留意下さい。

学校における補助教材の適正な取扱いについて(通知)(平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知)【抄】

1. 補助教材の使用について

(1)学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材(補助教材)で、有益適切なものは、これを使用することができること(学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条)。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。

(2)各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

(1)学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。

- ・教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- ・その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
- ・多様な見方や考え方ができる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。

(2)補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。

(3)教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項)、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。

道徳科の評価の在り方について

49

道徳教育に係る評価等の在り方について

○改訂後の学習指導要領(特別の教科 道徳)

児童(生徒)の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。

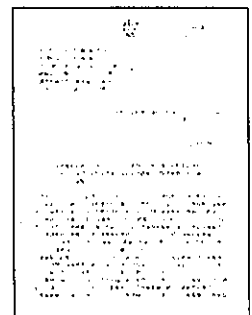
ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

具体的な方法を、道徳科の評価の在り方に関する専門家会議で検討

【基本的な方向性】

(H27.6～H28.7)

- 数値による評価ではなく、記述式とすること、
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)として行うこと、
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 発達障害等のある児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと
- 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること



※専門家会議報告に基づき、道徳科の学習評価の在り方、指導要録の参考様式について、

平成28年7月29日付で都道府県教育委員会等に通知 50

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)[概要]

(平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議)

＜道徳科の指導方法＞

- 単なる話し合いや読み物の登場人物の心情の読み取りに偏ることなく道徳科の質的転換を図るためには、学校や児童生徒の実態、主題やねらいに応じて、問題解決的な学習など質の高い多様な指導方法を展開することが必要。

＜道徳科における評価の在り方＞

- 評価とは、児童生徒の側から見れば、自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくものであり、教師の側からみれば、教師が目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料。

- 道徳科の特質を踏まえれば、評価に当たって、
 - ・ 数値による評価ではなく、記述式とすること、
 - ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
 - ・ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)として行うこと、
 - ・ 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること、
 - ・ 道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ることが求められる。

※個人内評価・・・児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達の段階に応じ励ましていく評価

【道徳科の評価の方向性】

- 指導要録においては当面、一人一人の児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、発言や会話、作文・感想文やノートなどを通じて、
 - ・ 他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
(自分と違う意見を理解しようとしている、複数の道徳的価値の対立する場面を多面的・多角的に考えようとしている等)
 - ・ 多面的・多角的な思考の中で、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか
(読み物教材の登場人物を自分に置き換えて具体的に理解しようとしている、道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え考えようとしている等)といった点に注目して見取り、特に顕著と認められる具体的な状況を記述する、といった改善を図ることが妥当。
- 評価に当たっては、児童生徒が一年間書きためた感想文をファイルしたり、1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識して変容を見取るのは難しいため、年間35時間の授業という長い期間で見取ったりするなどの工夫が必要。
- 道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握は、「各教科の評定」や「出欠の記録」等とは基本的な性格が異なるものであることから、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要。

＜発達障害等のある児童生徒への必要な配慮＞

- 児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮が必要。

＜条件整備＞

- 国や教育委員会等において、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善のために必要な条件を例示。

学習評価について

目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る評価。
- ・平成12年要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・評価規準は各学校が設定。(国立教育政策研究所が評価規準の設定に関する参考資料を提供)
- ・絶対評価とも言われてきた。
※H22年教育課程部会まとめ以降、絶対評価という表現は使用していない。

集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る評価。
- ・相対評価とも言われる。
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められたが、必要に応じて「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に集団の中での相対的な位置付けについて記載することができることとしている。

個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。
- ・従来の指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において示される。

観点別の学習状況の評価

- ・各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・現行(平成22年指導要録通知)では、学力の三要素を踏まえ、4つの観点※ごとに評価(「A」「B」「C」の3段階)。
※国語科は5つ、生活科は3つ。次期学習指導要領においては全教科等を3観点にまとめる方向

総合的な評価としての評定

- ・観点別の学習状況の評価をもとに、総合的な学習状況を示すため、5段階(小学校は3段階、小学校低学年は行わない)の評定を行う。
- ・平成12年の指導要録通知により、観点別の学習状況だけでなく、評定についても目標に準拠した評価とすることとした。
- ・各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。

○集団に準拠した評価から目標に準拠した評価に改めた理由
「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」
(平成12年12月教育課程審議会答申)より

- ・新しい学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の確実な習得を図る観点から学習指導要領に示した内容を確実に習得したかどうかの評価を一層徹底するため
- ・児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすため
- ・児童生徒がその学校段階の目標を実現しているかどうかを評価することにより上級の学校段階の教育との円滑な接続に資するため
- ・習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導を一層重視し、学習集団の編成も多様となることが考えられるため
- ・少子化等により、学年、学級の児童生徒数が減少する中で、評価の客観性や信頼性を確保するため

「大きくりなまとまりを踏まえた評価」について



「個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価」とは、具体的にはどのようなことか。評価を行うに当たって、個々の内容項目に触れてはいけないのか。

道徳科の評価は、一つ一つの内容項目ごとに、その内容項目についてどのくらい理解したかということの評価するものではなく、学期や学年など一定のまとまりの中で、道徳科の学習状況や道徳性に係る成長の様子を見取り評価するということを示したものです。

なお、一定のまとまりの中で評価した結果として、特に顕著と認められる点が発揮された内容項目に係る授業について、評価の中で触れるということは考えられます。

小学校児童指導要録（参考様式）

個人用 児童指導要録

児童の氏名	学年	性別	1	2	3	4	5	6
		学年						
		性別						

各教科の学習の記録										特別の教科 道徳		
I 観点別学習状況										道徳性・道徳性に関する成長の様子		
教科	観点	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
国語	読書・関心・意欲・態度											
	読解・聞く姿勢											
	書く態度											
算数	算の基礎											
	計算・図形・図表・知識・理解・技能											
	算の応用											
理科	算の基礎											
	算の応用											
	算の応用											
社会	算の基礎											
	算の応用											
	算の応用											
外国語活動	算の基礎											
	算の応用											
	算の応用											
総合的な学習の時間	算の基礎											
	算の応用											
	算の応用											

画像は小学校児童指導要録の様式例
(中学校生徒指導要録、特別支援学校小
学部・中学部の児童指導要録・生徒指導
要録も同様)

学校教育全体で行う道徳教育の評価と道徳科の評価

? 学校教育全体で行う道徳教育の評価と、道徳科における評価の関係はどのようになるのか。一緒ではなぜいけないのか。

「学校教育全体で行う道徳教育の評価」は、これまで通り、「行動の記録」の一つの要素としての位置づけとなります。（なお、「行動の記録」等の具体的な在り方については、学習指導要領全体の改訂における教育課程の構造の中で、整理・検討することとなります。）

道徳科における評価については、道徳科の授業において見られる、児童生徒の学習状況及び道徳性に係る成長の様子を、個人内評価として文章で記述するものです。

「行動の記録」は道徳に限らず、児童生徒の具体的な行動に表れたことを見るものであり、どのような指導の結果、その行動に至ったかといったことを評価するものではありません。

道徳科の指導に生かして授業改善を行ったり、児童生徒の道徳科に対する学習意欲の向上につなげるためには、道徳科の授業における児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要があります。

指導要録の様式の変更について



道徳科の全面実施が平成30年度からで、学習指導要領全体改訂の全面実施が平成32年度からだとすると、2年の間に2度要録の様式を変更することとなる。例えば、平成32年度までの間は、総合所見欄を一部を割いて道徳科の評価欄を設けることとしてもよいか。

道徳科の評価を記述するため、他教科の評価や総合所見及び指導上参考となる諸事項など既存の欄と道徳科の評価欄とを明確に分け、道徳科単独の評価の記述欄であることが分かるように示すことが必要です。

当面の間だけ総合所見の欄の一部を割いて道徳科の評価欄を設ける場合には、例えば、

- ①「道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子」ということを明示すること
- ②教科等の学習状況を記載する頁と別のページに記載する場合、「道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子は○頁に記載」というような注釈を示すこと
- ③調査書等に転記されることのないように注意すること（特に電子化されている場合）といったことに留意することが考えられます。

57

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)[別紙2] (平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議)

道徳科の評価の工夫に関する例
(専門家会議における意見より)

- ・ 児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイル等に集積して学習状況を把握すること。
- ・ 記録したファイル等を活用して、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を記して伝えること。
- ・ 授業時間に発話される記録や記述などを、児童生徒が道徳性を発達させていく過程での児童生徒自身のエピソード(挿話)として集積し、評価に活用すること。
- ・ 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーション、協働での問題解決といった実演の過程を通じて学習状況や成長の様子を把握すること。 ※成果物そのものを評価するわけではないことに注意

- ・ 1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識してよい変容を見取ろうとすることは困難であるため、年間35単位の授業という長い期間の中でそれぞれの児童生徒の変容を見取ることを心掛けるようにすること。
- ・ 児童生徒が1年間書きためた感想文等を見ることを通して、考えの深まりや他人の意見を取り込むことなどにより、内面が変わってきていることを見取ること。
- ・ 教員同士で互いに授業を交換して見合うなど、チームとして取り組むことにより、児童生徒の理解が深まり、変容を確実に確かむことができるようになること。
- ・ 評価の質を高めるために、評価の視点や方法、評価のために集める資料などについてあらかじめ学年内、学校内で共通認識をもっておくこと。

児童生徒が行う自己評価について



児童生徒がワークシート等を使った学習の振り返りを行う場合においても、数値による自己評価は避けたほうがよいか。

児童生徒が行う自己評価は学習活動の一環であり、教師が行う学習評価とは別ですが、教師が行う学習評価において「数値による評価は行わない」としている趣旨等を踏まえ、例えば、単に「(内容項目)についてどのくらい理解したか」ということを数値で回答させるような形ではなく、児童自身が自身のよい点や可能性などに気付いていくことを通じて、主体的に学ぶ意欲を高めることにつながるよう工夫することが望まれます。

「道徳」の評価はどうか？

H28.6.17文部科学省HPにおいて公表

Q 道徳が「特別の教科」になり、入試で「愛国心」が評価されるというのは本当ですか？
道徳が評価されると、本音が言えなくなり、息苦しい世の中にならないか心配です。

A **道徳科の評価で、特定の考え方を押しつけたり、入試で使用したりはしません。**
「特別の教科 道徳」※では、道徳的な価値を自分のこととしてとらえ、よく考え、議論する道徳へと転換し、特定の考え方に無批判に従うような子供ではなく、主体的に考え未来を切り拓く子供を育てます。

※「教科」とは、教科書を使用し、教科ごとの免許があり、数値による評価を行うものを言いますが、道徳については、数値による評価を行わず、担任が担当することから、特に「特別の教科」という新たな位置づけが設けられました。平成30年度から小学校で、31年度から中学校で「特別の教科 道徳」（道徳科）が始まります。

- これまでの道徳の時間には、様々な課題がありました。
 - ・ いじめなどの現実の問題に対応できていない
 - ・ 読み物を読んで感想を述べるだけで終わっている
 - ・ 教科書や評価がないことなどから、他教科に比べて軽視されがち（行事の準備を行う時間になっていることも…）
- 「教育再生実行会議」の第1次提言や中央教育審議会答申等を踏まえ、「道徳の時間」を「**特別の教科 道徳（道徳科）**」とし、抜本的な改善を図ります。
 - ・ 質の高い教科書を使えるようにし、9年間を通じて適切な学習が行えるようにします。
 - ・ 例えば、小学校低学年では、人の気持ちを考えさせ、「してはならないことがあるよ」などの基本を指導します。
 - ・ その上で、道徳的な価値を自分のこととして考えるための、「**考え、議論する道徳**」へと転換します。
- 道徳科の学習状況や成長の様子を評価し指導の改善に生かしますが、**入試には使いません。**
 - ・ 道徳科の評価については、これまで国会などで何度も丁寧に説明しています。
 - ・ 評価は教育改善のためのものであり、道徳科では、特に、数値で評価して他の子供達と比較したり、入試で活用したりすることはしません。
 - ・ 「国や郷土を愛する態度」などの個別の内容項目の評価はしないので、「愛国心」を評価することなどあり得ません。
 - ・ 道徳科の評価は、道徳科の授業で自分のこととして考えている、他人の考えなどをしっかり受け止めているといった成長の様子を丁寧に見て行う、記述による「**励まし、伸ばす**」積極的評価を行います。
 - ・ このような道徳科の評価は**入試にはなじまず、入試で活用したり調査書（内申書）に記載したりはしません。**

※ こうした方針のもと、現在、文部科学省において有識者会議で議論を進めており、**7月開催予定の会議において議論をまとめた上で、都道府県教育委員会等に周知・指導します。**

（文部科学省初等中等教育局教育課程課）

（参考）学習評価に関する学習指導要領等の規定

学習指導要領上、学習評価は、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすためのものである。

○学校教育法施行規則（抄）

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、**児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。**

○小学校学習指導要領 第1章 総則（抄）

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(11) **児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。**

○小学校学習指導要領解説 総則編（抄）

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するための指導を行うためには、評価の在り方が大切である。いわゆる評価のための評価に終わることなく、**児童一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。**

評価に当たっては、**児童の実態に応じた多様な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、児童の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。**その際には、**学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視する必要がある。**特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、**学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。**また、**児童が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるような評価を行うことが大切である。**

評価については、**指導内容や児童の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫する必要がある。**学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、教師による評価とともに、児童による相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。特に、相互評価や自己評価は、児童自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視する必要がある。